

令和5年9月1日

地区薬剤師会 ご担当者 様

公益社団法人 東京都薬剤師会

東京都保健医療局より、区市町村国民健康保険被保険者証の更新ついて連絡が参りました。9月中旬頃、貴地区薬剤師会にA会員数のポスターが業者より配送されますので、到着後配布をお願い申し上げます。



5保医保国第265号

令和5年8月10日

公益社団法人東京都薬剤師会
会長 高橋 正夫 様

東京都保健医療局長
雲田 孝司
(公印省略)

区市町村国民健康保険被保険者証の更新について

平素より、国民健康保険事業に対し格別の御高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、都内区市町村国民健康保険の被保険者証につきましては、全保険者で更新時期及び色調を統一しているところであり、次期被保険者証の更新については、各保険者において、下記のとおり実施する予定です。

つきましては、この旨を貴会会員に御周知くださいますようお願いいたします。

記

1 有効期限

令和5年10月1日から令和7年9月30日まで

なお、年齢到達により、後期高齢者医療制度へ移行する者、退職被保険者から一般被保険者に切り替わる者等については、個別に有効期間を設定する場合があります。

2 色調

一般被保険者証 現行「ウグイス色」 改正後「濃いクリーム色」

3 様式

国民健康保険法施行規則の様式例を標準として作成します。

4 その他

(1) 従前より、転入等の理由により、9月中に資格を取得した者については、新しい被保険者証を発行していますので、取扱いについて特段の御配慮をお願いいたします。

(2) 令和7年度からの取扱いについては、「マイナンバーカードと健康保険証の一体化を進め、令和6年秋以降に保険証を廃止する」とする令和5年8月現在の国の方針を踏まえ、被保険者証の更新は実施しない予定です。なお、国は、「被保険者証廃止後も1年間有効とみなす経過措置を設ける」としています。

【問合せ先】

東京都保健医療局保健政策部

国民健康保険課区市町村指導担当

電話 03(5320)4166(直通)

令和5年 **10**月**1**日から

特別区・市町村の国民健康保険

保険証が 更新されます

新しい保険証は、9月中に区市町村から交付されます。

更新後の被保険者証（例）

東京都
国民健康保険
被保険者証

有効期限 令和〇年〇月〇日

記号 〇〇-△△ 番号 〇△〇△ (枝番) 〇〇
氏 名 国保 健太 性別 男
生 年 月 日 昭和〇年〇月〇日
適用開始年月日 平成〇年〇月〇日
交 付 年 月 日 令和5年10月1日
世 帯 主 氏 名 国保 健太
住 所 東京都〇〇〇〇〇〇-〇〇-〇〇
保 険 者 番 号 113〇〇〇〇〇〇
交 付 者 名 〇〇〇〇 印

国保：色／濃クリーム



マイナンバーカードが 保険証として利用できます！

※利用登録の方法及び利用できる医療機関等については、厚生労働省のホームページをご確認ください。



(厚生労働省HP)

医療機関等への受診時にはオンライン資格確認を受けるか、保険証を提示しましょう。

保険料（税）のお支払いは便利で確実な口座振替をぜひご利用ください！

東京都・区市町村・国民健康保険組合 東京都国民健康保険団体連合会